

北塩原村こども・子育て計画の変更

令和7年12月
保健福祉課
(資料8-1)

第5章 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業 ⑯乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【P110】

【内容】

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)乳児等のための支援給付の創設(令和8年度)に伴う修正

【根拠】

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号。)の改正により、乳児等のための支援給付の創設に伴い、令和8年4月1日から必須記載事項が位置づけられた。

【対応】

(必須記載事項)

- ア 乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
⇒計画に記載済み
- イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項
⇒追記

【追加箇所】

新旧対照表	
新	旧
<p>⑯乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 【新規】</p> <p>全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)の創設が令和7年度から予定されています。令和8年度からは全自治体での実施が位置づけられているため、利用ニーズや保護者の働き方などを踏まえ、<u>地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備し、事業の実施に向けた体制整備に取り組みますを実施します。</u></p>	<p>⑯乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 【新規】</p> <p>全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)の創設が令和7年度から予定されています。令和8年度からは全自治体での実施が位置づけられているため、利用ニーズや保護者の働き方などを踏まえ、事業の実施に向けた体制整備に取り組みます。</p>